

2019 年度

## 第 8 回定時総会議案

日時 2019年6月20日 午後3時40分

場所 静岡市葵区紺屋町2-2

クーポール会館

一般社団法人静岡県計量協会

## 第8回定時総会次第

1. 開会のことば

2. 会長あいさつ

3. 議 事

報告第1号 2018年度事業報告について

第1号議案 2018年度収支決算報告について

第2号議案 定款の一部変更について

報告第2号 2019年度事業計画について

報告第3号 2019年度収支予算について

4. 閉会のことば

報告第1号

2018年度事業報告について

# 2018年度事業報告

2018年度は、本会の目的である計量思想の普及啓発、計量に関する知識及び技術の向上並びに計量管理の推進を図るため、下記の事業を実施しました。

## 1. 会員の状況

部 会	2018年3月31日 現 在	2019年3月31日 現 在	内 訳			備 考
			入会	退会	増減	
計量器部会	126	119	0	7	▲7	
計量管理部会	35	34	0	1	▲1	
計量証明部会	150	151	1	0	1	
環境計量証明部会	36	34	0	2	▲2	
計量士部会	17	19	2	0	2	
賛助会員	3	3	0	0	0	
特別会員	23	23	0	0	0	
計	390	383	3	10	▲7	

## 2. 役員の状況

2019年3月31日現在、次のとおりです。

会長	1人	
副会長	5人	
専務理事	1人	
理事	9人	
監事	2人	計 18人

## 3. 会 議

### (1) 第7回定時総会

2018年6月21日、静岡市葵区紺屋町2-2クーポール会館において、第7回定時総会が開催され、次の議案を審議し、承認されました。また、報告第1号～第3号の報告がありました。

出席正会員数271名（うち委任状提出者149名、書面表決者62名）

第1号議案	平成29年度収支決算報告について
第2号議案	公益目的支出計画実施報告について
第3号議案	役員選任について
報告第1号	平成29年度事業報告について
報告第2号	平成30年度事業計画について
報告第3号	平成30年度収支予算について

### (2) 部会定時総会

2018年6月21日、静岡市葵区紺屋町の「クーポール会館」において、各部会定時総会が下記のとおり開催されました。

部会名	開催時間	出席者数	内 容
計量器	13:30～14:12	8名	第1号議案 平成29年度収支決算報告
計量管理	13:30～14:03	7名	第2号議案 役員の選任について
計量証明	13:30～14:05	24名	報告第1号 平成29年度事業報告
環境計量証明	13:30～14:08	24名	報告第2号 平成30年度事業計画
計量士	13:30～14:10	7名	報告第3号 平成30年度収支予算

### (3) 理事会

日時・場所	出席者数	内 容
第1回 2018年5月14日 14:00～16:15 クーポール会館	14名	(1) 前回理事会の議事録の確認について (2) 第7回定時総会の日時・場所等について (3) 総会提出議案の検討 (4) 総会役割分担について (5) 協会長表彰の被表彰者の選考について (6) その他
第2回 2018年6月21日 16:20～16:30 クーポール会館	19名	(1) 役員選定及び事務局長承認について
第3回 2018年9月19日 13:55～16:24 クーポール会館	16名	(1) 計量記念日事業について (2) 県知事褒賞の被表彰者について (3) 第1回事務事業の執行状況報告 (4) 測定基礎研修会について (5) 前回理事会の議事録の確認等 (6) その他
第4回 2018年11月22日 14:58～16:55 クーポール会館	14名	(1) 測定基礎研修会について (2) 新年情報交換会について (3) その他
第5回 2019年3月19日 15:00～16:35 クーポール会館	16名	(1) 2018年度 第2回職務執行状況報告 (2) 2018年度 収支決算状況について (3) 2019年度 事業計画及び予算について (4) 定款の変更について (5) その他

### (4) 監査

2018年5月8日、静岡県計量検定所会議室において、2017年度事業の執行状況・収入支出決算及び公益目的支出計画実施報告について監査が行われ、適正に処理されていることが確認されました。

### (5) 広報委員会

日時・場所	出席者数	内 容
2018年7月20日 15:30～17:00 クーポール会館	8名	(1) 掲載内容について (2) 広告について (3) 表紙写真について (4) その他

### (6) 部会幹事会

部会名	日時・場所	出席者数
計量器部会 (計4回)	第1回 2018年4月20日 15:00～16:00 クーポール会館	6名
	第2回 2018年6月21日 13:45～13:50 クーポール会館	6名
	第3回 2018年7月24日 15:00～16:30 クーポール会館	5名
	第4回 2019年2月8日 15:00～17:00 クーポール会館	7名

計量管理部会 (計4回) (書面審議1回)	第1回	2018年4月17日	15:00~15:50	6名
		クーポール会館		
	第2回	2018年6月21日	13:40~13:45	6名
		クーポール会館		
	第3回	2018年9月11日	15:00~16:45	7名
	クーポール会館			
	第4回	2019年2月19日	15:00~16:30	8名
		クーポール会館		
	書面審議:	2019年3月1日		—
		平成31年度新予算(案)に対する承認		
計量証明部会 (計4回) (書面審議1回)	第1回	2018年4月16日	15:00~16:20	11名
		クーポール会館		
	第2回	2018年6月21日	13:45~13:50	13名
		クーポール会館		
	第3回	2018年7月19日	16:00~16:45	11名
	クーポール会館			
	書面審議:	2018年8月6日		—
		新規入会希望会員の承認		
	第4回	2019年2月22日	15:00~16:00	13名
		クーポール会館		
環境計量証明部会 (計4回)	第1回	2018年4月12日	14:00~17:00	16名
		クーポール会館		
	第2回	2018年6月21日	13:50~14:00	10名
		クーポール会館		
	第3回	2018年7月11日	14:00~16:35	13名
	クーポール会館			
	第4回	2019年2月27日	15:00~17:00	10名
	クーポール会館			
計量士部会 (計4回) (書面審議1回)	第1回	2018年4月12日	9:30~10:30	6名
		静岡県計量検定所 会議室		
	第2回	2018年6月21日	13:45~13:50	4名
		クーポール会館		
	第3回	2018年9月13日	12:20~12:50	3名
	静岡県計量検定所 会議室			
	書面審議:	2018年11月12日		—
		新規入会希望会員の承認		
	第4回	2019年2月14日	9:30~10:30	4名
		静岡県計量検定所 会議室		

(7) 2018年度中部7県計量協議会準備委員会(計量器部会・計量管理部会・<協力>計量士部会)

日時・場所	出席者数	内容
第5回 2018年5月25日 13:00~15:15 クーポール会館	8名	(1) 他県の出席者状況について (2) 静岡県の出席者について (3) 来賓について (4) 提案議題について (5) 懇親会アトラクションについて (6) 当日の役割分担について (7) その他

#### 4. 事業の概要

##### (1) 計量思想の普及啓発事業

###### ①街頭広報活動

11月1日の計量記念日をPRするため、11月1日に県及び特定市と共催で、JR浜松・静岡・富士・沼津駅の各駅コンコースでチラシ及び記念品（広告入りウェットティッシュ）を配布しました。

###### ②計量記念日ポスター及び『計量のひろば』冊子の配布（計量器部会）

11月1日の計量記念日を周知するため、ポスター350枚を関係官庁・計量器部会員に配布、掲示を依頼すると共に、（一社）日本計量振興協会が刊行した機関誌「計量のひろば No.61」700部を配布しました。

###### ③11月1日の計量記念日を広くPRするため、静岡市役所に懸垂幕の掲示をしました。（計量器部会）

###### ④支部事業活動への協力（計量器部会）

静岡市支部で実施した計量記念日広報活動・静岡市計量展示会に協力し、計量思想の普及・啓発に努めました。

###### ⑤計量管理強調月間ポスター及び標語の募集、作成・配布（計量管理部会）

11月1日～30日までの「計量管理強調月間」を広くPRするため、会員からポスター及び標語を募集し、最優秀作品を印刷（ポスター335枚・標語320枚）し、会員事業所へ掲示を依頼しました。

###### ⑥定期的な支部会の開催（環境計量証明部会）

東中西の3支部により定期的に支部会を開催し、地域の情報交換を行いました。

##### (2) 計量器の検査等の受託事業

①指定定期検査機関・計量証明検査機関として、県から検査の委託を受け、県東部地区10市11町における取引・証明に使用する質量計（はかり）の検査を実施しました。

検査結果は、次表のとおりでした。

区分	検査日数	検査戸数	検査数	不合格
定期検査	186	2,591	6,890	51
証明検査	5	10	10	1
計	191	2,601	6,900	52

また、特定市〔静岡市10t超の大型はかり、沼津市、富士市〕の検査を受託し、実施しました。検査結果は、次表のとおりでした。

市名	検査日数	検査戸数	検査数	不合格
静岡市	2	4	6	0
沼津市	19	235	616	9
富士市	28	476	1,394	13
計	49	715	2,016	22

②（一社）日本計量振興協会からの受託事業である日本郵政グループの計量管理・指導業務の検査を実施しました。

- ・検査実施期間 2018年6月～2019年1月（延べ63日）
- ・検査計量士 1名
- ・検査局数 307局 ・旧集配センター 21ヶ所
- ・検査器数 はかり 557台

### (3) 計量に関する情報の収集及び提供事業

#### ①新年情報交換会の実施

2019年1月17日、クーポール会館において開催し、会員の親睦と情報交換を行いました。出席者は62名でした。

#### ②『協会だより Vol.29』の発行

計量に関する情報等を提供するため『協会だより』を年1回発行し、9月11日、会員及び関係官庁や計量団体に465部を送付しました。

#### ③ホームページの活用

計量器定期検査日程等をホームページに掲載し、計量に関する情報を広く提供しました。

#### ④見学研修会の実施（計量証明部会）

2018年10月25日、「国立印刷局静岡工場」と「三菱電機(株)静岡製作所」を見学しました。参加者は25名でした。

#### ⑤最低制限価格制度導入のお願い（環境計量証明部会）

「業務委託入札における最低制限価格制度導入のお願い」文書を作成し、県及び市の入札担当部署に内容を説明、最低制限価格制度の導入をお願いしました。

#### ⑥第2回交流会の開催（環境計量証明部会）

2018年9月27日、部会員の交流を目的としてクーポール会館において開催しました。55名が出席しました。

#### ⑦ホームページのメンテナンス（環境計量証明部会）

部会全体のPRと部会員の情報交換を行うため、ホームページのメンテナンスを行いました。

#### ⑧自動はかり法律改正説明会の開催

2018年9月3日、静岡県男女共同参画センターあざれあ・大ホールにて、経済産業省産業技術環境局計量行政室 室長補佐の川端 尚志氏を講師としてお迎えし、自動はかりの政省令改正について説明会を開催しました。会員68名・非会員60名・県関係者5名の計133名が出席しました。

#### ⑨定例会の開催（計量士部会）

	日時・場所		出席者数
第1回	2018年4月12日 静岡県計量検定所 会議室	10:30~12:00	7名
第2回	2018年9月13日 静岡県計量検定所 会議室	10:30~12:00	6名
第3回	2018年12月14日 静岡労政会館	14:30~17:00	11名
第4回	2019年2月14日 静岡県計量検定所 会議室	10:30~12:30	6名

### (4) 計量に関する技術、管理及び証明の調査研究並びに指導事業

#### ①初級測定基礎研修会の開催

計量・計測の知識・技術の向上のため、（一社）日本計量振興協会との共催により、2018年12月19日、静岡県工業技術研究所講堂及び研修室で開催し、20名が参加しました。

講師は計量士部会の計量士が務めました。

研修内容は次のとおりです。

- ・「測定の基礎」 講師 計量士 瓜生 廣 氏
- ・「測定器の基礎知識と使い方」 講師 計量士 瓜生 廣 氏



- |           |    |     |           |
|-----------|----|-----|-----------|
| ・「測定実習」   | 講師 | 計量士 | 肥田 修治 氏 他 |
| ・「質量と質量計」 | 講師 | 計量士 | 肥田 修治 氏   |
| ・「温度計」    | 講師 | 計量士 | 牛澤 泰二 氏   |
| ・「測定の管理」  | 講師 | 計量士 | 牛澤 泰二 氏   |

#### ②主任計量者講習会の共催（計量証明部会）

計量証明事業者の主任計量者資格取得のための試験事前講習会及び知識向上のための再教育講習会を静岡県計量検定所と共催で開催しました。

##### ・試験事前講習会

2018年10月2日 静岡県工業技術研究所講堂 参加者数 34名

2019年2月12日 静岡県工業技術研究所講堂 参加者数 32名

講師 (一社)静岡県計量協会 専務理事 石川 裕章 氏

##### ・再教育講習会

2019年3月8日 静岡県男女共同参画センター「あざれあ」 参加者数 73名

講習1 「計量法関係法規について～主任計量者の心掛け～」

講師 静岡県計量検定所 指導検査課 班長 森 快二 氏

講習2 「大型はかりの保守管理について」

講師 (株)田中衡機工業所 東京支店 国内営業部 次長 臼井 教一 氏

#### ③第23回分析技術研修会の開催（環境計量証明部会）

2018年11月14日、静岡県工業技術研究所講堂及び研修室において、静岡県工業技術研究所及び静岡県資源環境技術研究会と共催で開催しました。参加者は28名でした。

研修内容は次のとおりです。

##### ・「薬品の法規制・管理・取扱いについて」

講師 関東化学(株) 中京営業所 桜井 智也 氏

##### ・「リスクアセスメントにおけるVOCリアルタイムモニタ・個人暴露計の活用」

講師 新コスモス電機(株) 東日本営業部 静岡事業所 西村 望 氏

##### ・「無機ガスと低級炭化水素の精密分析」

講師 (株)島津製作所 分析計測事業部 グローバルアプリケーション開発センター 内山 新士 氏

##### ・分析機器展示会

#### ④合同セミナーの開催（環境計量証明部会）

2019年2月5日、静岡県男女共同参画センター「あざれあ」において開催され、参加者は26名でした。研修内容は次のとおりです。

##### <第1部> 第13回安全衛生教育研修会

「環境測定分析業の安全衛生について」

講師 静岡労働局 健康安全課 課長補佐 佐藤 康之 氏

##### <第2部> 第5回静計協技術セミナー

①「平成30年度第26回 日環協・環境セミナー全国大会研修報告1」

報告者 技術グループ座長 齋藤 康 氏

②「平成30年度第26回 日環協・環境セミナー全国大会研修報告2」

報告者 富士通クオリティ・ラボ・環境センター(株) 今村 好孝 氏

③「平成30年度精度管理結果報告」

報告者 技術グループ 第1委員会委員長 寺田 紀彦 氏

④「平成30年度ガスメーター検査結果報告」

報告者 技術グループ 第2委員会委員長 入野 一人 氏

##### <第3部> 第5回計量管理講習会

「立入検査の現状について」

講師 静岡県計量検定所 指導検査課 主査 横山 直人 氏

⑤外部精度管理の実施（環境計量証明部会）

・鉛

2018年9月、技術グループ第1委員会の主催により実施しました。  
参加会員は20社でした。

⑥協会自主検査の実施（環境計量証明部会）

・湿式ガスメーター

2018年10月23・24日、技術グループ第2委員会の主催により各社が保有する1回転が5Lのガスメーターについて基準器との器差校正を実施しました。  
参加会員は16社でした。

・分銅

2018年10月23・24日、技術グループ第1委員会の主催により各社が保有する分銅との器差校正を実施しました。  
参加会員は20社でした。

⑦技術グループ会議の開催（環境計量証明部会）

グループ名	日時・場所	出席者数
合同幹事会	第1回 2018年5月31日 15:00～17:00 静岡労政会館	12名
第2委員会幹事会	第1回 2018年9月13日 14:00～16:00 静岡労政会館	2名
第1委員会幹事会	第1回 2018年10月19日 14:00～17:00 静岡労政会館	6名

⑧企画政策グループ会議の開催（環境計量証明部会）

	日時・場所	出席者数
第1回	2018年6月8日 15:00～17:00 静岡労政会館	6名
第2回	2018年9月5日 15:00～17:00 静岡労政会館	6名

⑨技術・企画政策グループ会議の開催（環境計量証明部会）

グループ名	日時・場所	出席者数
合同幹事会	第1回 2018年12月14日 15:00～17:00 クーポール会館	17名

⑩一軸試験機の検査（計量士部会）

一軸試験機の検査を実施しました。検査台数は10台でした。

⑪主任計量者試験事前講習会への講師派遣（計量士部会）

2018年10月2日と2019年2月12日に開催された講習会の講師として、計量士1名を派遣しました。

## (5) 計量関係功労者の表彰

2018年6月21日、静岡市葵区紺屋町2-2クーポール会館において開催された第7回定時総会時に、2018年度（平成30年度）計量関係功労者等表彰式が行われました。

受賞者は次の方々です。

### ・知事褒賞

計量関係功労者 瓜生 廣 氏（計量士）

### ・一般社団法人静岡県計量協会会長表彰

計量関係功労者 矢島 敏行 氏（静岡矢崎サービス(株)）  
大澤 一之 氏（日本軽金属(株)蒲原製造所）  
渡邊 俊一 氏（(株)マルサン）  
山下 哲志 氏（(株)アース・テクノ・サポート）  
塚野 和夫 氏（東邦化工建設(株)）  
計量関係功労者（事業所） (株)シンガタ冷蔵  
特種東海製紙(株)  
計量関係功労者（従業員） 池田 博一 氏（立華(株)）  
計量管理強調月間ポスター 最優秀賞  
梶原 聖 氏（矢崎エナジーシステム(株)天竜工場）  
計量管理強調月間標語 最優秀賞  
秋山 裕俊 氏（日本軽金属(株)蒲原製造所）

## (6) 計量関係団体との連携協力事業

### ①一般社団法人日本計量振興協会第7回定時総会への参加

2018年5月24日、東京都の「ホテルインターコンチネンタル東京ベイ」において開催され、当協会から1名が出席しました。

議事は次のとおりです。

- ・第1号議案 平成29年度事業報告について
- ・第2号議案 平成29年度決算報告について（平成29年度会計監査報告）
- ・第3号議案 役員を選任について
- ・報告事項1 平成29年度公益目的支出計画実施報告について
- ・報告事項2 平成30年度事業計画について
- ・報告事項3 平成30年度収支予算について

### ②中部7県計量協議会の開催（計量器部会・計量管理部会・<協力>計量士部会）

2018年7月5日、静岡市葵区黒金町の「ホテルアソシア静岡」において開催され、静岡県は計量器部会から8名、計量管理部会から9名、計量士部会から5名、計量証明部会から6名、環境計量証明部会から8名の計36名が出席しました。

### <協議内容>

- ・指定検定機関参入への取り組みについて
- ・連合体組織への参画について

### <講演会>

「徳川家康公と久能山東照宮」

講師：久能山東照宮 宮司 おちあい ひでくに 落合 偉洲 氏

### <計量関係功労者・協議会長表彰者>

- ・矢島 敏行 氏（静岡矢崎サービス(株)）
- ・大澤 一之 氏（日本軽金属(株)蒲原製造所）

③日本計量証明事業協会連合会通常総会への参加（計量証明部会）

2018年5月23日、東京都千代田区「KKR ホテル東京」において開催され、当部会から1名が参加しました。

議事は次のとおりです。

- ・第1号議案 平成29年度事業報告について
- ・第2号議案 平成29年度収支決算書承認について
- ・第3号議案 剰余金処分（案）について
- ・第4号議案 平成30年度事業計画（案）について
- ・第5号議案 平成30年度収支予算書（案）について
- ・第6号議案 役員改選について
- ・第7号議案 次期総会開催地について
- ・第8号議案 その他

④日環協・環境セミナー全国大会への参加（環境計量証明部会）

2018年10月11・12日、仙台市「ホテルメトロポリタン仙台」で開催され、当部会から2名が参加しました。

セミナー内容は次のとおりです。

- ・特別講演1  
「水質環境基準の設定経緯と現在」  
講師 環境省 水・大気環境局 水環境課長 熊谷 和哉 氏
- ・特別講演2  
「ISOと（一社）日本環境測定分析協会～中華人民共和国の計量証明ビジネス～」  
講師 （一社）日本環境測定分析協会会長 村松 徹 氏
- ・特別講演3  
「EUの政策から考えてみる資源とエネルギー」  
講師 東北大学大学院 環境科学研究科 教授 白鳥 寿一 氏
- ・緊急講演  
「私たちの明日を守る東北放射光計画」  
講師 光科学イノベーションセンター理事長 高田 昌樹 氏
- ・その他 技術発表会

⑤全国計量士大会への参加（計量士部会）

2019年2月22日、福岡市の「西鉄グランドホテル」において開催され、当部会からは1名が参加しました。

内容は次のとおりです。

1. 状況報告「一般社団法人日本計量振興協会の計量士関係事業の取り組み状況」  
報告者 （一社）日本計量振興協会 専務理事 河住 春樹 氏
2. 意見交換会  
メインテーマ：「新しい計量制度への取り組みの状況と課題」  
コーディネータ：（一社）日本計量振興協会 理事 計量士部会委員 末崎 繁 氏
  - ・報告1 指定検定機関申請への取り組みと課題  
報告者 一般社団法人福岡県計量協会 計量士 清原 一樹 氏
  - ・報告2 自動はかりに係る計量管理の事例  
報告者 一般社団法人京都府計量協会 計量士 吉川 勲 氏
  - ・報告3 製造事業所における現場の計量管理の現状と課題  
報告者 愛知県計量士会 計量士 植手 稔 氏
3. フリーディスカッション

⑥関係会議への参加

会 議 名	開 催 日	場 所
(一社) 日本計量振興協会理事会	2018年4月26日	東京「日本計量会館」
(一社) 静岡県計量協会計量証明部会清水支部総会	2018年6月11日	清水「アップステアーズ」
(一社) 静岡県計量協会計量器部会静岡市支部総会	2018年5月23日	静岡市職員会館
(一社) 静岡県計量協会計量証明部会富士支部情報交換会	2018年9月6日	富士「魚民」
(一社) 日本計量振興協会理事会	2018年11月8日	京都「メルパルク京都」
日本計量証明事業協会連合会理事会	2018年11月22日	京都「ハートンホテル京都」
(一社) 日本計量振興協会理事会	2019年3月28日	東京「日本計量会館」

(7) 静岡県収入証紙の売捌き事業(昭和44年4月1日付、静岡県告示第256号により指定)

計量器の検定受検者等に静岡県収入証紙を販売しました。

## 事業報告の附属明細書

2018年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書の「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

## 第1号議案

2018年度収支決算報告について

# 貸借対照表

2019年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金	1,443,450	594,976	848,474
普通預金	17,856,758	15,010,998	2,845,760
県収入証紙	2,228,884	1,460,649	768,235
未収金	1,437,479	0	1,437,479
流動資産合計	22,966,571	17,066,623	5,899,948
2. 固定資産			
(1)特定資産			
退職給付引当資産	1,748,000	878,431	869,569
特定資産合計	1,748,000	878,431	869,569
(2)その他固定資産			
積立預金	5,313,533	6,503,485	△ 1,189,952
その他固定資産合計	5,313,533	6,503,485	△ 1,189,952
固定資産合計	7,061,533	7,381,916	△ 320,383
資産合計	30,028,104	24,448,539	5,579,565
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	2,349,002	957,728	1,391,274
預り金	49,611	348,975	△ 299,364
預託金	1,599,292	1,455,567	143,725
流動負債合計	3,997,905	2,762,270	1,235,635
2. 固定負債			
退職給付引当金	1,748,000	878,431	869,569
固定負債合計	1,748,000	878,431	869,569
負債合計	5,745,905	3,640,701	2,105,204
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	24,282,199	20,807,838	3,474,361
(うち特定資産への充当額)	( 1,748,000 )	( 878,431 )	( 869,569 )
正味財産合計	24,282,199	20,807,838	3,474,361
負債及び正味財産合計	30,028,104	24,448,539	5,579,565



# 正味財産増減計算書

2018年4月1日から2019年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
<特定資産運用益>			
特定資産受取利息	13	2	11
<その他固定資産運用益>			
その他固定資産受取利息	48	54	△ 6
<受取入金>			
受取入金	36,000	0	36,000
<受取会費>			
正会員受取会費	7,442,000	7,739,000	△ 297,000
<事業収益>			
検査受託収益	31,294,495	25,719,262	5,575,233
証紙販売手数料収益	1,535,911	1,284,044	251,867
広告料他収益	55,000	55,000	0
<受取負担金>			
受取負担金	1,613,000	1,168,500	444,500
<受取寄付金>			
受取寄付金	200,000	200,000	0
<雑収益>			
雑収益	422,546	418,776	3,770
経常収益計	42,599,013	36,584,638	6,014,375
(2) 経常費用			
<事業費>			
給料手当	0	15,987,711	△ 15,987,711
役員報酬	0	3,570,000	△ 3,570,000
退職給付費用	0	800,000	△ 800,000
福利厚生費	0	2,530,274	△ 2,530,274
旅費交通費	2,321,770	1,350,888	970,882
通信運搬費	726,540	610,676	115,864
会議費	817,372	876,093	△ 58,721
消耗品費	501,634	1,249,489	△ 747,855
印刷製本費	303,485	217,286	86,199
検査管理費	74,398	47,572	26,826
光熱水料費	0	80,000	△ 80,000
賃借料	1,202,248	1,289,692	△ 87,444
保険料	0	91,290	△ 91,290
諸謝金	40,000	34,274	5,726
租税公課	521,900	1,343,100	△ 821,200
支払負担金	782,000	848,000	△ 66,000
支部交付金	168,000	567,653	△ 399,653
委託費	1,654,540	1,783,070	△ 128,530
表彰費	123,780	144,793	△ 21,013
図書研究費	0	40,674	△ 40,674
燃料費	25,801	22,000	3,801
交流会費	330,004	0	330,004
受託返還金	1,759,172	667,078	1,092,094
中部7県計量協議会費	1,284,889	166,812	1,118,077
雑費	95,765	72,350	23,415
事業費計	12,733,298	34,390,775	△ 21,657,477

科 目	当年度	前年度	増 減
〈管理費〉			
役員報酬	3,600,000	30,000	3,570,000
給料手当	15,267,123	200,000	15,067,123
退職給付費用	869,569	60,000	809,569
福利厚生費	2,388,203	35,000	2,353,203
会議費	1,079,779	1,093,909	△ 14,130
旅費交通費	94,054	109,830	△ 15,776
通信運搬費	350,472	265,753	84,719
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	941,962	437,433	504,529
修繕費	10,692	0	10,692
印刷製本費	54,021	112,169	△ 58,148
燃料費	0	27,472	△ 27,472
光熱水料費	140,508	22,235	118,273
賃借料	425,088	335,780	89,308
保険料	227,970	149,730	78,240
諸謝金	772,658	721,200	51,458
租税公課	96,250	71,000	25,250
支払負担金	0	0	0
図書研究費	46,305	38,295	8,010
参加費・協賛金	0	0	0
研修・講習会費	0	19,200	△ 19,200
雑費	26,700	102,742	△ 76,042
管理費計	26,391,354	3,831,748	22,559,606
経常費用計	39,124,652	38,222,523	902,129
評価損益等調整前当期経常増減額	3,474,361	△ 1,637,885	5,112,246
当期経常増減額	3,474,361	△ 1,637,885	5,112,246
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金取崩額	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	3,474,361	△ 1,637,885	5,112,246
当期一般正味財産増減額	3,474,361	△ 1,637,885	5,112,246
一般正味財産期首残高	20,807,838	22,445,723	△ 1,637,885
一般正味財産期末残高	24,282,199	20,807,838	3,474,361
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	24,282,199	20,807,838	3,474,361

# 財 産 目 録

(2019年3月31日現在)

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
<b>(流動資産)</b>			
現金預金			
現金	手許保管	運転資金として	1,443,450
普通預金 (協会)	静岡銀行本店 0211352	"	8,349,301
" (指定検査機関)	" 1175075	"	151,121
" (証紙)	" 0066011	"	5,096,233
" (部会)	" 1754607	"	4,260,103
県収入証紙			
県収入証紙	手許保管	証紙売捌き	2,228,884
未収金			
検査受託手数料		検査受託手数料未収分	6,060
業務受託料	富士市	富士市業務受託料未収分	1,431,419
<b>流動資産合計</b>			<b>22,966,571</b>
<b>(固定資産)</b>			
特定資産			
退職給付引当資産	静岡銀行本店 普通預金 1620699	職員の退職金の支払いに備えたもの	1,748,000
その他固定資産			
積立預金資産			
中部7県計量協議会積立預金	静岡銀行本店 普通預金 1441441 <器部会>	中部7県計量協議会開催に備えたもの	218,314
" "	静岡銀行本店 普通預金 1441383 <管理部会>	"	598,894
日計証連総会準備積立預金	静岡銀行本店 普通預金 1175086	日本計量証明事業協会連合会総会 開催に備えたもの	1,638,058
環境計量証明部会事業運営 積立預金	静岡銀行本店 普通預金 1103839	周年記念事業・交流会開催に 備えたもの	300,001
計量器部会運営資金積立預金	静岡銀行本店 普通預金 1652648	計量の普及・啓発事業に備えたもの	1,010,297
特別事業積立預金	静岡銀行本店 普通預金 1323448	周年記念事業開催に備えたもの	1,547,969
<b>固定資産合計</b>			<b>7,061,533</b>
<b>資産合計</b>			<b>30,028,104</b>
<b>(流動負債)</b>			
未払金			
社会保険料 平成31年2月分		健康保険・厚生年金・子供子育て拠出金	294,600
社会保険料 平成31年3月分		健康保険・厚生年金・子供子育て拠出金	295,230
受託返還金	静岡県	返還金	1,759,172
預り金		源泉所得税預り分	49,611
預託金		計量器部会員証紙購入のための預り金	1,599,292
<b>流動負債合計</b>			<b>3,997,905</b>
<b>(固定負債)</b>			
退職給付引当金	職員に係るもの	職員退職金の支払いに備えたもの	1,748,000
<b>固定負債合計</b>			<b>1,748,000</b>
<b>負債合計</b>			<b>5,745,905</b>
<b>正味財産</b>			<b>24,282,199</b>

# 附属明細書

## 1. 特定資産及びその他固定資産の明細

特定資産及びその他固定資産については、財務諸表の注記に記載をしているため、記載を省略。

## 2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	878,431	869,569	0	0	1,748,000

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1)退職給付引当金の計上基準

職員の退職金の支給に備えるため、期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上しております。

#### (2)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

#### <会計方針の変更>

公益目的支出計画が完了したことに伴い、従来作成していた正味財産増減計算書内訳表は今期から作成しておりません。(平成30年7月27日付けで静岡県知事より、公益目的支出計画の実施完了確認書を受領)

### 2. 特定資産及びその他固定資産の増減額及びその残高

特定資産及びその他固定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
<特定資産>				
退職給付引当資産 <普通預金1620699>	878,431	869,569	0	1,748,000
小 計	878,431	869,569	0	1,748,000
<その他固定資産>				
中部7県計量協議会積立預金(器部会) <普通預金1441441>	838,311	80,003	700,000	218,314
中部7県計量協議会積立預金(管理部会) <普通預金1441383>	1,298,886	8	700,000	598,894
日計証連総会準備積立預金 <普通預金1175086>	1,608,044	30,014	0	1,638,058
環境計量証明部会事業運営積立預金 <普通預金1103839>	200,000	100,001	0	300,001
計量器部会運営資金積立預金 <普通預金1652648>	1,010,287	10	0	1,010,297
特別事業積立預金 <普通預金1323448>	1,547,957	12	0	1,547,969
小 計	6,503,485	210,048	1,400,000	5,313,533
合 計	7,381,916	1,079,617	1,400,000	7,061,533

# 監査報告書

2018年4月1日から2019年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行、事業報告及び計算関係書類に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当協会の事務所において業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書を監査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査しました。

## 2 監査結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。

②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当協会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2019年4月25日

一般社団法人静岡県計量協会

監事

安達和範



監事

塩崎 崇



## 第2号議案

定款の一部変更について

## 定款の一部変更について

### 1 変更内容

一般社団法人静岡県計量協会定款を、次のとおり変更する。

「定款第38条第1項第3号を削除」し、「同項4号以下の各号を繰り上げる。」

また、同条第2項の「第1号及び第3号から第5号までの書類については」を、「第1号及び第3号並びに第4号の書類については」に変更する。

### 2 変更理由

公益目的支出計画の実施完了による。

### 3 新旧対象

旧	新
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第38条</p> <p>本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) <u>公益目的支出計画実施報告書</u></p> <p>(4) <u>貸借対照表</u></p> <p>(5) <u>損益計算書(正味財産増減計算書)</u></p> <p>(6) <u>貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書</u></p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第3号<u>から第5号までの書類</u>については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第38条</p> <p>本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) <u>貸借対照表</u></p> <p>(4) <u>損益計算書(正味財産増減計算書)</u></p> <p>(5) <u>貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書</u></p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第3号<u>並びに第4号の書類</u>については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。</p>



報告第2号

2019年度事業計画について

# 2019年度 事業計画

(2019年4月1日から2020年3月31日)

一般社団法人として、公益法人制度の理念に基づき、責任と自覚をもって計量思想の普及啓発、計量技術及び計量管理技術向上のための各種研修会、講習会等を関係機関と連携して次の事業を実施する。

## 1. 計量思想の普及啓発（定款第4条第1号）

(1) 計量記念日街頭広報活動の実施（協会）

時 期 11月

場 所 JR静岡・浜松・富士及び沼津駅のコンコース

(2) 計量記念日ポスター・『計量のひろば』冊子の配布（計量器部会）

時 期 11月（計量強調月間）

配 布 部 数 1,050部

(3) 計量展等支部活動の支援（計量器部会・計量証明部会）

(4) 計量管理強調月間ポスター・標語の応募及び作成・配布（計量管理部会）

時 期 11月（計量管理強調月間）

配 布 部 数 各330部

(5) 定期的な支部会の開催（環境計量証明部会）

(6) 計量記念日ポスターの配布（環境計量証明部会）

時 期 11月（計量強調月間）

配 布 部 数 102部

## 2. 計量器の検査等の受託（定款第4条第2号）

(1) 計量器の検査業務等の実施

計量法に基づき、県から委託を受け、取引・証明に使用される質量計の検査を実施。

実施地区・・・西部地区

また、本年度も特定市（沼津市）からの検査業務委託の実施。

(2) 日本郵政グループに係る計量管理業務等の実施

（一社）日本計量振興協会からの受託事業であり、郵便局で使用しているはかり・分銅の検査・管理業務の実施。

## 3. 計量に関する情報の収集及び提供（定款第4条第3号）

(1) 新年情報交換会の開催（協会）

会員が一堂に会し、親睦と情報の交換。

- |        |   |     |
|--------|---|-----|
| 時      | 期 | 1月  |
| 場      | 所 | 静岡市 |
| 参加予定人数 |   | 60名 |
- (2) 「協会だより」の編集、印刷・配布（協会）
- |      |  |      |
|------|--|------|
| 発行時期 |  | 8月   |
| 発行部数 |  | 480部 |
- (3) ホームページの活用（協会）
- (4) 事業所等の見学研修会の実施（計量証明部会）
- |        |   |     |
|--------|---|-----|
| 時      | 期 | 10月 |
| 参加予定人数 |   | 25名 |
- (5) 交流会の開催（環境計量証明部会）
- |        |   |     |
|--------|---|-----|
| 時      | 期 | 9月  |
| 開催場所   |   | 静岡市 |
| 参加予定人数 |   | 60名 |
- (6) 部会ホームページのメンテナンス（環境計量証明部会）
- (7) 定例会の開催（計量士部会）

#### 4. 計量に関する技術、管理及び証明の調査研究並びに指導（定款第4条第4号）

- (1) 初級測定基礎研修会の開催（協会）
- |      |  |                  |
|------|--|------------------|
| 開催時期 |  | 12月              |
| 開催場所 |  | 静岡県工業技術研究所講堂・研修室 |
- (2) 主任計量者資格取得試験事前講習会の開催（計量証明部会）
- |      |  |              |
|------|--|--------------|
| 開催時期 |  | 10月・2月       |
| 開催場所 |  | 静岡県工業技術研究所講堂 |
- (3) 計量証明登録事業者及び主任計量者に対する再講習会の開催（計量証明部会）
- |      |  |                     |
|------|--|---------------------|
| 開催時期 |  | 3月                  |
| 開催場所 |  | 静岡県男女共同参画センター「あざれあ」 |
- (4) 自主検査（ガスメーター）の実施（環境計量証明部会）
- |      |   |                   |
|------|---|-------------------|
| 時    | 期 | 10月               |
| 開催場所 |   | 静岡県計量検定所ガスメーター検定室 |
- (5) 分析技術講習会の開催（環境計量証明部会）
- |      |  |                  |
|------|--|------------------|
| 開催時期 |  | 11月              |
| 開催場所 |  | 静岡県工業技術研究所講堂・研修室 |
- (6) 外部精度管理（クロスチェック）の実施（環境計量証明部会）
- |   |   |    |
|---|---|----|
| 時 | 期 | 9月 |
|---|---|----|
- (7) 合同セミナーの開催〔安全衛生教育研修会・技術セミナー・計量管理講習会〕  
（環境計量証明部会）

開催時期 2月

開催場所 静岡県工業技術研究所講堂

- (8) 技術グループ会議の開催（環境計量証明部会）
- (9) 企画政策グループ会議の開催（環境計量証明部会）
- (10) 「環境計量証明マニュアル2019」への改訂（環境計量証明部会）
- (11) 代検査及び試験機検査業務の推進（計量士部会）
- (12) 代検査等に係る会員計量士の派遣（計量士部会）
- (13) 見学研修会及び自動はかりの講習会の開催（計量器部会・計量管理部会・計量士部会）

#### 5. 計量関係功労者の表彰（定款第4条第5号）

- (1) 計量関係功労者、計量管理強調月間ポスター・標語、計量優良店の表彰  
時 期 6月（定時総会時）

#### 6. 計量関係団体との連携協力（定款第4条第6号）

計量関係団体が行う各種会議等への参加

- ・（一社）日本計量振興協会  
理事会・定時総会・全国計量士大会
- ・中部7県計量協議会
- ・日本計量証明事業協会連合会  
通常総会・理事会
- ・（一社）日本環境測定分析協会  
環境セミナー全国大会

#### 7. 静岡県収入証紙の売捌き（定款第4条第7号）

静岡県収入証紙の売捌きの実施

#### 8. その他この法人の目的を達成するために必要な事業（定款第4号第8号）

報告第3号

2019年度収支予算について

# 2019年度 収支予算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

科 目	予 算
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
受取会費	7,322,000
検査受託収益	25,312,000
証紙販売手数料	1,300,000
広告料他収益	60,000
寄付金	200,000
受取負担金	1,200,000
雑収益	350,000
特定資産受取利息	0
<b>経常収益計</b>	<b>35,744,000</b>
(2) 事業・経常費用	
旅費交通費	1,328,000
通信運搬費	674,000
消耗品費	714,000
検査管理費	46,000
印刷製本費	296,000
燃料費	28,000
賃借料	1,330,000
保険料	220,000
租税公課	663,000
受託返還金	682,000
表彰費	140,000
支部交付金	140,000
委託費	1,819,000
会議費	905,000
負担金	846,000
諸謝金	27,000
交流会費	300,000
雑費	72,000
<b>事業費計 (a)</b>	<b>10,230,000</b>

科 目	予 算
(3) 管理・経常費用	
役員報酬	3,600,000
給与手当	15,421,000
退職給付費用	607,000
福利厚生費	2,420,000
会議費	1,102,000
旅費交通費	98,000
通信運搬費	317,000
消耗什器備品費	0
消耗品費	378,000
修繕費	0
印刷製本費	62,000
光熱水料費	135,000
賃借料	439,000
諸謝金	744,000
租税公課	75,000
参加費・協賛金	0
支払負担金	13,000
研修・講習会費	21,000
図書研究費	31,000
雑費	51,000
<b>管理費計 (b)</b>	<b>25,514,000</b>
<b>経常費用計 (a+b)</b>	<b>35,744,000</b>
<b>評価損益等調整前当期経常増減額</b>	<b>0</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>0</b>
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
中科目別記載	
<b>経常外収益計</b>	<b>0</b>
(2) 経常外費用	
中科目別記載	
<b>経常外費用計</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>0</b>

一般社団法人静岡県計量協会定款

(2019年3月31日現在)

# 一般社団法人静岡県計量協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人静岡県計量協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を静岡県静岡市葵区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、計量思想の普及啓発とともに、計量に関する知識及び技術の向上並びに計量管理の推進を図ることによって、計量界の進歩発展及び適正な計量を実現し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 計量思想の普及啓発
- (2) 計量器の検査等の受託
- (3) 計量に関する情報の収集及び提供
- (4) 計量に関する技術、管理及び証明の調査研究並びに指導
- (5) 計量関係功労者の表彰
- (6) 計量関係団体との連携協力
- (7) 静岡県収入証紙の売捌き
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員

本会の目的に賛同する個人又は団体

(2) 賛助会員

本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 特別会員

本会に功績があった者又は計量に関する専門知識を有する者で、理事会において推薦されたもの及び市町の計量担当者

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。



(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(2) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、当該会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の規定のほか、会員は、次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。

(2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(3) 総正会員が同意したとき。

(会費等の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

### 第3章 役員等

(役員を設置)

第12条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上25名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、4名又は5名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して、その業務を分担執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、その業務を分担執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。ただし、増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期残任期間と同一とする。

3 理事又は監事が第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第18条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第19条 本会に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 名誉会長は、会長及び副会長の相談に応じ、意見を述べることができる。

4 顧問及び参与は、本会の事業遂行に関する重要事項について、会長に意見を述べることができる。

5 第16条第1項の規定は、名誉会長、顧問及び参与について準用する。

6 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。

(損害賠償責任の免除)

第20条 本会は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

## 第4章 総 会

(構 成)

第21条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(決議権限)

第22条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部又は一部の譲渡
- (7) 解散及び残余財産の帰属先の決定
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第23条 総会は定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により会長が招集する。

2 会議を招集する場合には、日時、場所、会議の目的である事項及びその内容等を示した書面をもって、開会の日の一週間前までに通知しなければならない。

3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第26条 総会における議決権は、正会員1個とする。

(決議)

第27条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案の決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第28条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における、前条の規定の適用については、当該正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、これを保管しなければならない。

2 議長及び議長の指名した2名の出席理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 理事会

(理事会の設置)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により副会長又は専務理事が、理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合には、理事会の日の一週間前までに各理事及び各監事にその通知をしなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき、又は議事が緊急を要する場合においては、この日数を短縮することができる。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は専務理事の中から理事会において選出する。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、これを保管しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会及び第32条第2項により開催する理事会については、出席した理事及び監事が記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て予算成立の日までに前年度の予算に準じて収入及び支出することができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第3号から第5号までの書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

4 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の処分制限)

第39条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

(長期借入金)

第40条 本会は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の3分の2以上の決議を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 8 章 公示の方法

(公告の方法)

第 44 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 9 章 部会及び委員会

(部会及び委員会の設置)

第 45 条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、部会及び委員会を置くことができる。

2 部会及び委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第 10 章 事務局

(事務局)

第 46 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を経て、会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(実施細則)

第 47 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の会長は、肥田敬夫とする。